

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市樽町地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分。

1 全事業共通

地域の現状と課題について

樽町地域ケアプラザの担当地域は綱島地区・樽町地区・大曽根地区・師岡地区の4地区をエリアとし、4つの連合町内会と5つの民生委員児童委員協議会があり、全体の人口は80,999人で世帯は38,943世帯と横浜市内でも最大の人口エリアを担当しています。(平成29年3月末現在)

(市内138か所のケアプラザ担当地域の平均人口約27,000人：平成28年3月現在)

【綱島地区】人口42,122人と大きな地区で、65歳以上の高齢者人口は15.8%。綱島駅を中心に商業地、住宅地が広がっています。課題として、大規模なマンションも多く、人口も増加して行く中で幅広い世代の顔の見える関係づくりにあると考えております。

【大曽根地区】人口10,983人、65歳以上の高齢者人口は23.1%。地域には住宅が広がり、緑も多く自然に恵まれた環境になっています。課題として、高齢者率が高い地域となっており、日常的な単身高齢者支援や緊急時の要援護者支援が重要になっております。

【樽町地区】人口17,476人、65歳以上の高齢者人口は12.2%。平坦な地区が多く緑に恵まれております。課題として、綱島同様、大規模マンションが多く、特に若い子育て世代の人口が急増しており、子供、子育て支援の相談も増えています。また、転入者も多くみられるため、新たに住人となった方々の地域との繋がりが大切だと考えております。

【師岡地区】人口10,418人、65歳以上の高齢者人口は19.9%。地域には丘陵が多く、近年環状2号線沿いに大型商業施設も建設されて、変化が大きい地区となっています。課題として、山坂が多く、またケアプラザまでは遠いため、ケアプラザだけではなく町内会館を拠点とした地域交流を積極的に進めて行くことが大切だと考えております。また、師岡町の出生率は横浜市でも高率であることから、これまでの高齢者福祉とともに子育て世帯の支援も必要になります。そのため新・旧住民が融合した地域のコミュニティがますます重要です。

【その他の現状と課題】

共通の課題としては、少子・高齢化、核家族、単身世帯の増加など家族形態の変化や地域との繋がりの希薄化などによる社会的孤立。さらに要援護高齢者や認知症高齢者の増加。また、子育て世代においては、育児不安や子育てによるストレス。それ以外にも高齢者虐待、高齢者の消費者トラブル、障害児(者)からの相談など福祉に関わる課題が多様化、複雑化しています。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

地域の身近な相談窓口として、地域住民の生活を支援するための幅広い相談に応じ、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題に取り組んでおります。そして、当施設は、人口が8万人を超える市内一の広域エリアを担当するにあたり、さらに円滑に効率良く効果的に相談対応ができるよう、昨年度より綱島へ、また、今年度より師岡へも出張相談を行い相談業務の強化を図っております。

子育て支援や障がい児(者)支援については、地域の身近な相談窓口として位置付けられるよう、日頃より、地域活動交流部門と共に貸館や事業等を通じながら周知しております。

そして、区役所をはじめ各関係機関や地区民児協等の関係組織と日頃からの業務連携を図りながら、当事者やご家族の負担や不安を抱えさせることなく、課題解決へ導くべく相談窓口のワンストップサーブスを目指します。

〈主な事業や関係機関との連携構築の場として〉

- ・「介護者交流会」
- ・「赤ちゃん会（7ヶ月未満・7ヶ月以上）」
- ・「子育て支援者会場」
- ・「離乳食教室」
- ・「みんなのたまり場」
- ・「ふれあい広場花しょうぶ」
- ・港北事業者連絡会（ガンバ港北）
- ・港北区自立支援協議会
- ・高次脳機能障がい支援ネットワーク会議 他

(2) 各事業の連携

地域ケアプラザの機能や役割を果たすためには、部門を越えた横断的な職員間の内部連携と、地域を包括的に支援するため、日頃からの関係機関との連携も必須と考えます。

1. 部門間連携

各職員が足並みを揃えて、効率的効果的に職務を遂行するため、毎年職場の年間目標を掲げております。さらに、定例職員会議等で各事業の進捗状況や課題・問題等の情報交換を行い、全職員の相互理解と共通の認識を常に深めながら、連携を図っております。

〈職場の年間目標〉

(1) 情報共有として

- 事務所ミーティング
- デイサービスミーティング

(2) 施設の運営管理及び業務等の検討の場として

- 運営連絡調整会議
- 協力医ミーティング
- 各部門会議（地域活動交流・地域包括支援センター・デイサービス・居宅介護支援）
※またデイサービス部門では、目的やテーマ別に担当職員間で以下の会議を実施。
 - ・ステップアップ会議（常勤・非常勤職員の代表者）
 - ・看護師会議
 - ・ドライバー（送迎担当職員）会議
 - ・給食委員会
- 環境整備委員会
- ホームページ委員会
- 保健衛生委員会
- 防災委員会
- 事故防止・再発防止委員会

- 定例防災・施設管理委員会
(3) 運営法人による部門別会議（新吉田・下田・樽町・新羽の4館）
・地域活動交流・デイサービス・居宅介護支援

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

(1) 職員体制について

「横浜市地域ケアプラザ事業実施要領」「地域包括支援センター運営事業実施要項」及び「介護保険法」の規程等に基づき、適正な職員体制・配置を行っています。

〔職員体制〕

- ① 長（管理者）：常勤 1 名
- ② 地域活動交流事業：コーディネーター（常勤） 1 名・サブコーディネーター（非常勤） 4 名
- ③ 地域包括支援センター：
常勤者 7 名：社会福祉士(2)・看護師(2)・主任ケアマネジャー(2)・ケアマネジャー(1)
非常勤 7 名：ケアマネジャー(6)・事務(1)
- ④ 生活支援体制整備事業：コーディネーター（常勤） 1 名
- ⑤ 居宅介護支援事業：常勤者 2 名（介護支援専門員）
- ⑥ 通所介護支援事業：常勤者 5 名（生活相談員・介護職員・看護師）・非常勤 44 名（看護師・介助員他）
- ⑦ 事務員(庶務・経理)・常勤者 1 名

(2) 人材の育成（職員研修）について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

〔研修計画概要〕

- ① 施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
- ② 法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
- ③ 市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④ 市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤ 介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

(3) 公正中立性の確保

<貸館>

利用ご希望の団体は、「団体登録」の種別に従って異なる条件でご利用いただきますので、登録時の種別判断には適正を期します。また、月1回の「貸館受付会」で利用希望枠が重なった場合、団体どうしの話し合い・譲り合いで調整していただきます。

また、実施されているイベント内容に気を配り、公的施設としての中立性担保に努めます。

<相談>

利用者に提供される介護サービス等が特定の種類や事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に提案・調整し、インフォーマルサービスを含めた、多様な事業所等から総合的かつ効率的に支援が届くようにします。

これは、当ケアプラザの地域包括支援センターが相談者と居宅介護支援事業所を繋げる場合も同様です。当ケアプラザでは、居宅介護支援部門のケアマネジャーの数を適正に抑え、他法人のケアマネジャーも積極的に紹介しており、今後もそのようにしてまいります。

<通所介護>

地域に根差したデイサービス施設として、ご利用者の心身状況やご家族等の条件にかかわらず“この町にお住いの方は、どなたでも”受け入れることに努めます。認知症の方、介護度の重い方、医療対応が必要な方などどのような方でもケアマネジャー及び関係者と連携し、専門性を持った対応をいたします。また、そのための人権意識・介護技術の研修を継続します。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

地域の関係団体や関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取り組みます。

- (1) 地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人会等）との連携をさらに深めるため、日々の各種会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行っております。
- (2) 関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や双方向の遣り取りをしながら、連携強化に努めます。
- (3) 各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。

地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、各地区における地域福祉のネットワーク構築や強化を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともにしております。

- (4) 個別の相談ケース等を分析しながら、この地域における課題や問題を把握し、地域の関係団体や関係機関とのネットワーク等を通じて、誰もが住みよく安心して生活できることができるための、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- (5) 昨年の綱島に引き続き今年度は師岡でも出張相談を開始し、より身近な場所で地域の方々とのつながりを持ってまいります。

(5) 区行政との協働

- (1) 地域福祉保健計画推進について

これまで各職員が区役所や区社協の担当職員と連携をとりながら各種活動や推進会議等の支援を地区ごとに行ってきました。それぞれの地区でも計画の具現化がなされています。地域ケアプラザの特性を活かし、区行政と足並みを揃えながら、率先して4地区の推進支援に努めます。

- (2) 区政運営方針との連携について

今年度も区政運営方針を視野に入れながら、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北推進事業」をはじめとする、高齢者、障がい児者、子育て支援を柱に、地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業実施に努めます。

各種事業の推進及び地域の活動支援において、区担当職員と足並みを揃えながら業務を行ってまいります。

- (1) ひっとプラン港北推進支援

4地区の推進委員会や役員会、事業等に参加し、計画推進の支援を積極的に行っております。

- (2) 区政運営方針との連携について

重点事業を中心に、各分野（子育て、障がい、高齢者支援）の支援や事業を実施しております。

- 高齢者支援・介護予防支援
 - ・介護予防普及強化事業の実施
 - ・元気づくりステーション運営支援（師岡地区・綱島東地区）
 - ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
 - ・認知症サポーター養成講座の開催（中学校、銀行、老人会、町内会など）
- 子育て支援
 - ・赤ちゃん会
 - ・離乳食教室
 - ・子育て支援者会場
 - ・パパの子育て教室
 - ・サークル活動支援 他
- 要援護者支援
 - ・一人暮らし高齢者見守り事業
 - ・要援護者支援（ひっとプラン港北地区計画事業も含む）
- 障がい児者支援
 - ・こうほくなつとも 他
- 緑のカーテン植栽と周知活動他
 - ・港北オープンガーデンに参加
 - ・隣接する「樽町しょうぶ公園」の管理支援。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

今年度も高齢者、障害児者、子育て支援を中心に福祉保健センター・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を行います。

定例事業については、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれず、さらに内容の発展充実をさせ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めます。

障害児者支援に関しては、引き続き区内ケアプラザをはじめ、区社協、福祉保健センター、地域活動ホーム及び、港北区地域自立支援協議会等の関係機関の協力の下、「こうほくなつとも（区域）」「こうほくからふる（区内北部5館共催）」「まめたる（大豆戸ケアプラザ共催）」「たるとも（樽地区社協主催）」「にじいろ（高次脳機能障害サークル）」と年齢やエリア等を区切りながら、より多くの方々に事業参加の機会を提供していきます。これらの事業を通じて、地域住民の障害の理解や、当事者やご家族が、共に地域の一員としての繋がりをもっていただく機会としての橋渡しが出来る仕組みを構築します。

並行して地域にはあらゆる世代・背景を持つ住民が暮らしていることを相互に理解しあえる場として、既存の多世代交流サロンの強化を進めていきます。

また、今年度は施設開所15周年記念イベント「キララまつり」を4地区（綱島・樽町・大曾根・師岡）の皆様と一緒に企画開催予定です。地域福祉の啓発や地区活動の紹介等を通じて、地域の方々が地元の様々な活動の理解や活動への参加を後押しするきっかけの場に位置付けられればと考えます。

さらに、それぞれの地域のニーズを捉え、必要に応じ出張企画も検討します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

館内に設けている「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としてのPRの場を設けます。そして掲示団体に対しては、貸館の空き情報掲示場所にボランティア募集コーナーを併設し関心を持ってもらい、地域に向けて広く活動や参加の場を提供してもらうよう働きかけます。

また、ケアプラザの各種事業（自主事業・デイサービスなど）や区内の他 CP、高齢・障害・子育て支援事業所とも情報交換を密にとりながら連携し、各利用団体に対して活動の場を提供します。

さらに、過去2回開催した、貸館利用団体・当施設のボランティア団体の発表会「たるまち芸術祭」を今年度開催します。地域とのつながりを感じ、団体の活動意欲の向上を支援するとともに、地域住民にも活動を知っていただく機会を提供します。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

(1) 受入れ体制について

当施設では、常に5部門が連携し合いながら、発掘、受入れ、育成等の協議や情報交換も行っております。そして、各種事業やデイサービス等を活動の場として設けております。また、地域からの要望や依頼に応じて、紹介や提案も行っており、小中高生から高齢者まで幅広く受け入れる体制となっています。

- ・区ボランティアセンターとの連携
- ・ヨコハマいきいきポイント対象施設
- ・区内ケアプラザ間での連携 他

(2) ボランティア団体や地縁組織等との情報交換や情報共有について

日頃より各団体との連携を図るため、包括3職種及び生活支援コーディネーターと共に地域の会合や活動の場に積極的に参加し、活動内容の把握や情報交換等を行っています。

(3) ボランティアの育成について

今年度も、誰もが親しみながら参加できる講座を企画し、人材発掘のための足がかりとして位置づけております。なお、既登録者も年々活動ジャンルの幅を広げ、複数の活動に参加する方も増加傾向にあります。

また学校や区社協との連携による福祉教育を含めたボランティア受け入れも積極的に行います。

(4) ボランティアや地縁組織との協働

現在、地域で活動している体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民児協や老人会等の方々と協働しながら事業を実施し、事業終了後に反省会やアンケート調査等にて、現状を共有し今後のコーディネートにつなげています。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域包括支援センター職員及び生活支援コーディネーターと共に、地域の事業や話し合いの場へ積極的に参加します。特に民児協定例会やひっとプラン港北推進会議を中心に参加し、住民と顔を合わせながら、情報収集や情報提供に努めます。施設内においても、地域住民の視点を持ち、地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。

また、施設独自のホームページやブログ、さらに地域独自のインターネット上のホームページ等の様々な媒体も活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく伝え、地域住民がケアプラザの理解や地域活動がより身近に感じてもらえるよう、絶え間なく情報発信できるよう努めます。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

所内5職種が連携しながら、既存事業を有効的に活用して、介護予防や生活支援の取組みを進めていきます。今年度は、ロコモ予防や認知機能向上を狙った講座や担い手の育成を目的にしたスリーA講座等を通じて、日々の生活における生き甲斐やボランティア活動への遣り甲斐等も感じてもらい、さらに地域交流の各種事業も含めて、社会参加へのきっかけにしてもらえるよう地域住民へ提案していきます。また、月1回の区コーディネーター連絡会や定例カンファレンス等の場で、事業計画の進捗状況の確認や情報新たなサービス等の情報共有等行っていきます。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

昨年度のアセスメントの結果より、各地区における特長や傾向等の現状と課題点を区役所、区社協と共に共有することができました。出来上がったリストを所内5職種及び、区役所、区社協の地区担当者や1層コーディネーターとも共有し、日常の業務やケアマネジメント業務の際に活用していきます。また、新たな情報等が加わった際にも、共有できるように日頃の定例カンファ等を活用しながら随時更新致します。

(3) 連携・協議の場

地域アセスメントの結果も踏まえて、それぞれの地区ごとに、少しずつではありますが、地域の関係機関や組織、既に取組んでいる話し合いの場を活用しながら、課題解決に向けた協議を進めていきます。4つの連合町内会を担当するため、地区ごとに課題内容の優先順位を決めて取組み、特に大曽根地区での見守り活動の支援や、既存の団体組織の活動支援を通じてそのための担い手発掘のためのサポートをしていきたいと思えます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

毎月1回行われている、区域の生活支援コーディネーター連絡会や区役所、区社協担当者とケアプラザ5職種間で行われている定例カンファレンスの場で、情報共有を図ります。また日頃より1層コーディネーターと連携を取りながら、地域ケア会議やひっとプラン港北の地区別推進委員会等の協議の場を活用して、地域課題の解決を目指します。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

民児協定例会等への継続的な参加。地域ケア会議等を通じ地域に実在するニーズの発見、他職種連携による見守り体制の構築、他職種での継続的な支援体制を整備します。また引き続き、各自主事業や民児協定例会等への訪問を通じ、相談窓口であることの周知を行い、気軽に相談できる窓口を目指していきます。

〈主に開催する会議として〉

- ・ 5 職種会議
- ・ 地域ケア会議の開催
- ・ 連絡調整会議 ほか

〈主に出席する事業として〉

- ・ 「ひっとプラン港北」推進支援
- ・ 民生委員との協働、民生委員児童委員協議会への参加。
(5 地区：綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡町)
- ・ 介護予防普及強化業務・介護予防推進事業
(介護予防教室、元気づくりステーション支援ほか)
- ・ 認知症予防啓発 (サポーター養成講座、キャラバン・メイト懇談会など)
- ・ 介護者支援 (介護者交流会・高次脳機能障害ネットワーク)
- ・ インフォーマルサービス支援 (サロン立ち上げ支援など) ほか

②実態把握

ケアプラザ担当地域 (綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡町) の民児協定例会への訪問、ケアプラザ定例カンファレンスなどの場を活かし、ひきつづき情報交換を実施。個別ケースの検討に加え地区ごとの地域の実情を把握しながら、地域の関係団体や関係機関と連携し情報収集、課題整理を行います。

〈開催事業、会議への参加〉

- ・ 「ひっとプラン港北」への参加、推進支援。
- ・ 民生委員児童委員協議会
(5 地区：綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡町)
- ・ 地域ケア会議の開催。
- ・ ケアプラザ定例カンファレンスでの情報共有。

③総合相談支援

地域の身近な相談窓口として各分野の情報収集に努めるとともに、各関係機関と連携していくことで、ワンストップサービスの拠点として相談者と一緒に課題に取り組みます。また、地域包括支援センター3 職種をはじめ、生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと連携を取りながら、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談 (介護保険等の制度では解決できない問題も含む) に対応します。

・各地域への出張相談

師岡の出張相談には月1回コーディネーター、相談員が交代で窓口対応を行います。網島の出張相談については相談強化、地域での会議、イベント等に参加し連携を強化します。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

成年後見制度や日常生活自立支援事業等が適切に活用されるよう、地域の関係団体や関係機関へ向けた周知を行います。また、ひきつづき区役所と協力し「成年後見サポートネット」への参加を通じ日々の権利擁護に関する動向や理解を深めるとともに、専門職と顔の見える関係の構築に努めていきます。

消費者保護に関しては、悪徳商法や詐欺被害の防止について、地域との会合の場で最近の被害情報を共有し、必要に応じて消費生活総合センターなどの専門機関へつなげるようにします。

- ・弁護士（法テラス）や行政書士による無料相談会の実施。
- ・地域住民、地域の関係団体や関係機関へ向けた成年後見制度の普及啓発講座の実施。
- ・港北区成年後見サポートネットへの参加、協力。

② 高齢者虐待への対応

(1) 虐待の疑いのある相談事例に対しては、状況把握の段階から区福祉保健センターと詳細な情報共有を実施。介入時には緊密な状況共有のもと、事前に取り決めた役割分担に基づき適時適切な対応を行います。

(2) ひきつづき区役所と協力し高齢者虐待防止連絡会や虐待防止作業部会への参加。地域の福祉保健に関わる支援者や事業所と連携し高齢者虐待防止ハンドブック研修等を行い虐待防止の普及啓発、早期発見・対応が可能となるよう日頃より顔の見える関係づくりの構築をすすめていきます。

(3) 養護者支援の一環として区福祉保健センターの協力のもと、介護者を対象とした「介護者交流会」を毎月開催し、地域の関係団体や関係機関とも連携をとりながら養護者支援の充実を図ります。

- ・虐待防止ハンドブック研修の開催（地域の関係団体や関係機関等向け）
- ・介護者交流会の毎月開催。（うち3回は介護者教室同時開催）
- ・港北区虐待防止連絡会や高齢者虐待防止作業部会への参加、協力。

③認知症

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるよう、認知症の正しい知識や理解、対応を学び地域で支え合いの活動を広げ、ひきつづき地域住民や学校、企業等に向け認知症サポーター養成講座等を開催します。
またキャラバン・メイト懇談会を定期的に開催し、キャラバン・メイト活動の継続的な支援を行います。その他、「港北区認知症連絡会」や区役所・警察・ケアプラザ間で徘徊高齢者の発見・保護のためのシステム「港北かえるネット」の普及、啓発を引き続き行いシステムの効果的な活用を目指します。

○実施予定事業

- ・認知症キャラバン・メイト懇談会（年２回開催予定）
- ・認知症サポーター養成講座等の開催。
- ・港北区認知症連絡会への参加。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・５地区民生委員児童委員協議会の継続的参加
- ・地区社協理事会議継続的参加
- ・（大曾根、師岡、綱島、樽町）ひとつプラン推進委員会議の継続参加
- ・インフォーマルサービス、MSW連携シート情報誌の更新
- ・ケアプラザ広報誌やホームページ、出張講座等による民生委員児童委員や地域住民を対象に介護保険制度や介護保険サービス等について周知
- ・スムーズな連携を図ることを目的に大曾根地区、師岡地区、樽町地区の民生児童委員とケアマネジャーとの懇談会

②医療・介護の連携推進支援

【他職種連携を目的に研修会を開催】

- ・高齢者支援ネットワーク研修会（全３回 開催日未定）

【医療機関とケアマネジャーとの連携を目的に勉強会や懇談会を開催】

- ・大豆戸CP・篠原CP・新羽CP・樽町CP合同
「訪問診療医師とケアマネジャーとの懇談会」（11月開催予定）
- ・「MSWとケアマネジャーとの懇談会」（開催日未定）

③ケアマネジャー支援

【ケアマネジャーを対象にスキルアップや繋がりを目的に研修会を開催】

- ・樽町CP主催「介護予防・日常生活支援総合事業について」（4/27）
- ・樽町CP主催「樽町地区民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会」（5/17）
- ・樽町CP主催「事例検討会」（全３回：①5/23 ②9/26 ③1/23）
- ・樽町CP主催「対人援助（タイトル未定）」（10/24）
- ・樽町CP主催「大曾根地区民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会」（開催日未定）
- ・樽町CP主催「師岡知己民生委員児童委員とケアマネジャーとのランチ交流会」（2月予定）

【新任ケアマネジャーを対象にスキルアップ目的に研修会を開催】

- ・「介護保険外サービスについて」（研修後に懇談会を開催）（6/14）
- ・「（内容未定）医療連携研修」（２回）
- ・大豆戸CP・城郷小机・樽町CP合同
「新任ケアマネジャー向け勉強会（内容未定）」（全３回開催 開催日未定）

[横浜市 地域包括研究部会・主任ケアマネ分科会]

- ・区の主任ケアマネジャー連絡会より2名選出して会議等に参加し、共同事業の企画等を行う

[その他]

- ・個別の支援困難ケースについては、随時相談に応じて必要な助言やサービス担当者会議、カンファレンスの出席や同行訪問を随時実施。
- ・制度上への質問については、随時根拠資料、市への回答を添えて情報提供。
- ・居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーとの連携を図ることを目的にネットワーク構築支援を行う。

[樽町ケアサークル]

- ・樽町 CP エリアの関係機関の連携を目的として、ケアマネジャー事業所を中心とした他職種（通所介護、通所リハビリ、訪問介護）のネットワーク構築支援のための後方支援を行う。
打ち合わせ会議に参加して助言等を行い、地域のニーズに合わせた勉強会や懇談会等を定期的に開催。（全3回 開催日未定）

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

[高齢者支援ネットワーク]

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャーを対象とした高齢者支援ネットワークの研修会等にて顔の見える関係作りを構築し、スムーズな連携を目的とする。
- ・区の主任ケアマネジャー連絡会より2名選出して会議等に参加し研修会の企画等を行う。
また今年度は、一般住民向けに啓発活動も行う。
（全3回 開催日未定）

[地域連携医療協会（ACMC）]

- ・地域連携医療協会（ACMC）と連携して他職種連携を目的に勉強会開催の後方支援を行う。
「第3回 地域連携医療協会（ACMC）勉強会」（6/10）
テーマ「在宅療養中の急変に地域でどう対応するか（グループディスカッション）」
「急性期基幹病院からの視点（基調講演）」

(5) 介護予防ケアマネジメント

(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを念頭に置き、インフォーマルサービスも交えつつ支援していく。また地域の中で介護予防の重要性を広く理解してもらえよう町内会や民児協などの集まりに参加して啓発していく。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

今年度も区役所担当者や包括職員並びに地域交流・生活支援コーディネーターと共に、各地区の特色を活かしながら、介護予防の促進を図ります。

- (1) 地域介護予防活動支援において、地域の活動の場に適宜参加し状況把握と拡大を目指し、介護予防グループの運営に対して継続的に支援していく。また地域

の状況を見極めながら、地域包括支援システム構築のため新たな活動拠点の立ち上げを検討していく。

- (2) 地域の様々な団体活動等へ参加し、健康づくりや介護予防等の体操や情報提供、また広報誌を通じての啓発を行っていく。
- (3) 講座を入れつつ介護予防グループ間の交流を通して、抱える問題の把握と適切な助言を行いながら、各組織の活性化や継続活動を促していく。
- (4) ロコモ予防教室を前期・後期の2期で開催し、体操、口腔、栄養に認知症予防の観点を加え介護予防普及啓発活動を実施していく。参加状況に地域格差があるため、ケアプラザ開催以外に各地域での開催を行っていく。

その他

--

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設も14年を過ぎ安全確保及び長寿命化の観点から日頃より不具合等を記録し、早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。

施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が重要と考えます。

そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づき施設・設備の定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

さらに、施設管理の安全性を高めるためにも積極的に研修に参加し保守管理に努めます。

なお、総合設備点検、空調設備、消防設備、電気設備、機械警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については専門の委託業者と契約し実施してまいります。

また、法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと日常点検として職員による巡視点検を行い、日常の衛生管理についてもご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・備品管理に努めてまいります。

〈予定実施内容〉

(1)維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- ・施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- ・施設の機能及び性能等を保ちます。
- ・合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ・建物や設備機器等について点検を行い、劣化・破損等の早期発見に努めます。
- ・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2)日常の維持管理について

- ・清掃(委託業者)
- ・設備、防火、防犯点検(委託業者・職員)
- ・建築物、設備自己点検(職員)

(3)定期の維持管理について

- ・定期清掃(床・窓・照明・空調・害虫駆除：委託業者)
- ・エレベーター、自動ドア点検(委託業者)
- ・消防設備点検(委託業者)
- ・建物、設備総合点検(委託業者)
- ・電気設備点検(委託業者)

(4)その他

横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し適切な施設管理に努めます。

イ 効率的な運営への取組について

常に職員には、経営感覚及びコスト意識の助成等意識啓発を図りながら効率的効果的な施設運営に取り組んでいるところです。資源の有効利用を意識し無駄をなくす努力を今年度も引続き各会議等を通じ効率的で効果的な運営に取り組んでいきます。

1 日常的な取組について

- (1) 職員及び利用者への節電・節水及び省エネ対策への取組みに対する啓発及び協力依頼を積極的に推進する。(使用状況をグラフ化)

2 定期的な取組について

- (1) 職員会議等各会議等通じて引続き「PDCAサイクル」「費用対効果」「コスト意識」等効率的効果的の事業運営の推進に努める。
- (2) 各種事業運営に関しては、常に各事業部門と密接に連携を図ると共に効率的効果的な事業運営に努めます。

ウ 苦情受付体制について

法人の定める「福祉サービスに関わる苦情解決運用要領」や介護サービスに関わる「苦情対応事務処理要領」等に基づき苦情及び要望等について、適正迅速に対応しご利用者の信頼を高め頼りになる施設づくりを今年もさらに推進して行きます。

具体的には：

- ・ 掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を聞きたい旨をアピールいたします。

(ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します)

- ・ 苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めた体制ととっています。

- ・ ご意見・苦情は初期対応が大切となるため、統一した初期対応マニュアルで対応いたします。

- ・ 苦情受付担当者及び責任者が不在の場合、どの職員でも不在時の対応ができるように研修を行います。

利用者等から寄せられた苦情等は苦情受付書に記録し、「内容→想定原因→対応経過→結果→再発防止」の順番で対応していきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

事故・事件・又は火災・地震等により損傷等（緊急事態）発生した場合は、直ちに必要な措置を講じられるよう日頃から緊急時の体制及び対応に備えます。

・ 防犯

館内外の巡視点検の際に不審者や不審物の発見に注意をしながら見回るとともに、施錠の確認、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。さらに地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。

また、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

・ 防災

ご利用される方の安全のため、職員の誰もが自然災害（地震、風水害等）や火災などの発生時に対応できるように防災訓練を年2回実施します。その際に災害時に行うべき優先行動を把握し、災害の際に行うべき行動に漏れがないように、実際の災害を想定した訓練いたします。

また、施設をご利用される方に対しては初回施設利用時及び1年に1回避難誘導路の説明をいたします。

（防災訓練内容）

- ・ いかなる場面でも人命最優先を徹底いたします。
- ・ 災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練いたします。
- ・ 疑似体験用ができる体験訓練を実施します。
- ・ 消火器、避難口の確認を反復して行います。

・ 急病時の対応

利用者の急病やケガ等に関して、看護職員のみならず、職員の誰もが応急手当てを心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの的確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。

・ 災害時の対応

災害時の対応につきましては港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況などは迅速に行い港北区へ報告します。

「特別避難場所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、特別避難場所開設準備に入ります。さらに特別避難場所開設要請時は区役所、地域住民、関係団体等と協力し対応に当たります。

オ 事故防止への取組について

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力しているところですが、今年度もさらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・日々の設備器具等の安全点検を行うと共に朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図る。
- ・事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し全員の自己診断チェックを行い事故防止に対する意識啓発を実施する。
- ・ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいないか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡視点検を行い早期に発見、把握し必要に応じ対策を講じる。
- ・職員間で常に情報共有を行い情報収集に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報保護に関する条例や法人の定める規程等を遵守し個人情報漏えい防止の徹底を図ります。

- ・法人定める個人情報保護に関する基本方針及び管理規程について個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、当法人内の個人情報の取扱いに関する体制及び基本ルールを定め保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ適正な情報管理を徹底する。
- ・年度初めに職員全員に対する研修及び「個人情報漏えい防止チェックシート」点検及び「個人情報保護に関する誓約書」の提出を行う。
- ・新任職員に対する個人情報保護に関する研修を随時実施する。
- ・職員会議等を活用して個人情報漏えい防止に関する意識啓発を随時実施する

キ 情報公開への取組について

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

- ・法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。・法人「横浜共生会」のホームページや機関誌「共生会」を通じて事業計画及び事業報告や決算報告等広く情報を公開して行きます。
- ・施設の「樽町地域ケアプラザからのお知らせ」を定期的に発行し、各種事業等町内会を通じて幅広く地域の皆さまに情報を提供しています。
- ・施設内の掲示板を通じて事業計画・事業報告・予算決算書や各種規程等を公開し、施設の運営状況について利用者に情報を公開して透明性の確保に引続き努めます。
- ・日々の情報は事業所のホームページを通じて随時発信してまいります。

ク 人権啓発への取組について

「横浜市人権施策基本方針(改訂版)」の中の「一人ひとりの尊厳が守られ、力が発揮できるまち」・「人権意識の豊かなまち」の実現を目指し、人権尊重へ取り組んでまいります。具体的には、法人の「倫理規定」・「職員倫理規定に基づく行動指針」に基づいて行動いたします。また、法人職員対象に行われる「法人人権研修」に参加し職員相互で人権意識を高めていきます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

地球環境問題に積極的に取組む共に、節電・節水対策を重点とした省エネ対策等環境問題に積極的に取り組めます。

- ・日々の業務として、節電・節水・省エネ等の意識啓発及び励行の徹底に努める。
- ・「ヨコハマ3R夢プラン」に基づき、定期的にゴミ分別及び減量化や資源リサイクル等に職員全員で取組む。
- ・自主事業として「園芸講座」を引続き開催し、緑化推進ボランティアを育成すると共に施設周辺の環境整備（公園等）の推進及び啓発に引続き取り組めます。
- ・隣接する「しょうぶ公園」の清掃及び花壇の手入れや「緑のカーテン」事業等園芸ボランティアと協働して引続き緑化推進に取り組めます。
- ・施設の廃棄物を抑制すると共に市の分別ルートに沿って適切に分類し、資源化に取り組めます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者 1名 (包括支援センター主任ケアマネジャー兼務)
- ・ 担当者 専任職員6名 (常勤1名,非常勤5名)
兼務職員3名 (包括支援センター社会福祉士・主任ケアマネジャー・看護師)
事務職員1名 (非常勤)

《目標(取組、達成状況)》

- (1) 要支援状態の軽減、要介護状態になるのを予防するためご本人やご家族を尊重しながらもご自身の機能が生かせるようにケアプランの作成を行う。
- (2) 介護予防支援ケアプランに沿ったサービスが適切に実施できるよう各事業所・医療関係・福祉関係者等の連携に努める。
- (3) 個人情報取り扱いに厳重に注意し、郵送・FAXなどはダブルチェックを徹底して行う。
- (4) 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- (5) 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- (6) リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

《実費負担(徴収する場合は項目ごとに記載)》

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はなし。
- (2) 事業者の担当地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・ 特になし

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
370	370	370	380	380	380
10月	11月	12月	1月	2月	3月
380	380	380	380	380	380

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 2 名体制

《目標》

- (1) 横浜共生会の基本理念である「人間としての尊重、自由と人権とプライバシーの尊重」に努め、利用者・家族の立場に立った、適切できめ細かいサービスの提供。
- (2) 計画的に研修に参加し能力向上に努めると共に、法令を遵守した公正・中立な居宅サービス計画の作成。
- (3) 行政、地域包括支援センター、医療機関、他サービス事業所など他職種との連携・協働に努め、利用者様が地域で生活できるよう支援する。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・同一法人内でケアマネジャー会議を隔月開催し、幅広い情報共有・意見交換に努めています。その中で倫理研修や事例検討会も実施し、能力向上に努めています。
- ・ケアプラザエリア内の多職種と定期的な研修会を実施し、顔の見える関係作り情報提供を行い、スムーズにサービスが展開できるよう努めています。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
60	60	61	63	65	67
10月	11月	12月	1月	2月	3月
70	70	70	70	70	70

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※入浴される方は別途約52円かかります。
 - （要介護1） 764円
 - （要介護2） 892円
 - （要介護3） 1,024円
 - （要介護4） 1,157円
 - （要介護5） 1,290円
- 食費負担 750円
- リハビリパンツ（1枚） 100円（使用分のみ）
- パット（1枚） 30円（使用分のみ）

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:00 ~ 16:15（半角で入力 例 9:00~15:00）

《職員体制》

管理者1名、生活相談員6名、看護職員6名、介護職員30名、送迎運転手11名、事務職員1名の55名の職員が在籍し、1日15名程の職員が出勤されております。

《目標》

今年の目標は『一つの輪となり充実した個別ケアを行います』をスローガンとし、相談員、看護師、介護職員、送迎が一つとなり情報共有し一人一人に合ったサービスを提供するとともに、目標を忘れない為に休憩室に目標を提示しスタッフへの意識を深めるようにしました。スタッフが一つでも欠けると輪にならないことを意識し質の高いサービスの提供を目指します。また、ご利用者様やご家族に対して丁寧な対応を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介助の基本事項や心構えを全職員に周知し、実践に移れるように指導します。シナプソロジーを新たに導入し認知力低下の軽減に努めます。ご家族・ケアマネジャーとも交流を深め、デイサービスをより見える施設にしていきます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1000	1000	1000	1000	1000	1000
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1000	1000	940	940	940	940

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 1, 842円
 - （要支援2） 1, 842円（週1回） 3, 794円（週2回）
- 食費負担 750円
- リハビリパンツ（1枚） 100円（使用分のみ）
- パット（1枚） 30円（使用分のみ）

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:45 ~ 15:45 （半角で入力 例 9:00~15:00）

《職員体制》

管理者1名、生活相談員6名、看護職員6名、介護職員30名、送迎運転手11名、事務職員1名の55名の職員が在籍し、1日15名程の職員が出勤されております。

《目標》

今年の目標は『一つの輪となり充実した個別ケアを行います』をスローガンとし、相談員、看護師、介護職員、送迎が一つとなり情報共有し一人一人に合ったサービスを提供するとともに、目標を忘れない為に休憩室に目標を提示しスタッフへの意識を深めるようにしました。スタッフが一つでも欠けると輪にならないことを意識し質の高いサービスの提供を目指します。また、ご利用者様やご家族に対して丁寧な対応を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介助の基本事項や心構えを全職員に周知し、実践に移れるように指導します。シナプソロジーを新たに導入し認知力低下の軽減に努めます。ご家族・ケアマネジャーとも交流を深め、デイサービスをより見える施設にしていきます。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。 【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	25	25	25
10月	11月	12月	1月	2月	3月
25	25	30	30	30	30

平成29年度 「横浜市榑町地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書（一般会計）

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	17,665,000	0	17,665,000		17,665,000	横浜市より（施設使用料相当額を除く）
利用料金収入			0		0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入			0		0	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他（施設使用料相当額）	3,587,500		3,587,500		3,587,500	第3期の指定管理施設のみ
その他（法人負担分）	3,587,500	0	3,587,500	0	3,587,500	第3期の指定管理施設のみ
収入合計	17,665,000	0	17,665,000	0	17,665,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	
本俸	6,464,000		6,464,000	0	6,464,000	
社会保険料	1,138,000		1,138,000	0	1,138,000	
手当計	2,200,000		2,200,000	0	2,200,000	
健康診断費	28,000		28,000	0	28,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	ハマふれんど等
退職給付引当金繰入額	170,000		170,000	0	170,000	
その他	0		0	0	0	
事務費	1,233,000	0	1,233,000	0	1,233,000	
旅費	7,800		7,800	0	7,800	
消耗品費	300,000		300,000	0	300,000	
会議賄い費	9,000		9,000	0	9,000	
印刷製本費	10,000		10,000	0	10,000	
通信費	501,000		501,000	0	501,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
備品購入費	40,000		40,000	0	40,000	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	40,000		40,000	0	40,000	
職員等研修費	10,000		10,000	0	10,000	
振込手数料	31,000		31,000	0	31,000	
リース料	84,200		84,200	0	84,200	
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	0		0	0	0	
その他	200,000		200,000	0	200,000	
事業費	331,000	0	331,000	0	331,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	指定額
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	289,000		289,000	0	289,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	5,301,000	0	5,301,000	0	5,301,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	指定額
光熱水費	2,547,000	0	2,547,000	0	2,547,000	
電気料金	752,000		752,000		752,000	
ガス料金	482,000		482,000		482,000	
水道料金	1,313,000		1,313,000		1,313,000	
清掃費	1,509,000		1,509,000	0	1,509,000	
修繕費	474,000	0	474,000	0	474,000	
機械警備費	69,000		69,000	0	69,000	
設備保全費	616,000	0	616,000	0	616,000	
空調衛生設備保守	219,000		219,000	0	219,000	
消防設備保守	48,000		48,000	0	48,000	
電気設備保守	32,000		32,000	0	32,000	
害虫駆除清掃保守	31,000		31,000	0	31,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	286,000		286,000	0	286,000	
共益費	86,000		86,000	0	86,000	
その他	0		0	0	0	
公租公課	800,000	0	800,000	0	800,000	
事業所税	0		0		0	
消費税	800,000		800,000	0	800,000	
印紙税	0		0		0	
その他（ ）	0		0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	17,665,000	0	17,665,000	0	17,665,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成29年度 「横浜市榎町地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書 (特別会計)

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料 (包括)	39,576,000		39,576,000		39,576,000	横浜市より
指定管理料 (介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料 (生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	介護保険収入等充当分
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 収入			0		0	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他 ()			0		0	
その他 ()			0		0	
収入合計	45,516,000	0	45,516,000	0	45,516,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	41,367,000	0	41,367,000	0	41,367,000	
本俸	21,087,000		21,087,000		21,087,000	
社会保険料	5,423,000		5,423,000		5,423,000	
手当計	13,311,000		13,311,000		13,311,000	
健康診断費	72,000		72,000		72,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0		0	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	1,474,000		1,474,000		1,474,000	
その他	0		0		0	
事務費	1,527,000	0	1,527,000	0	1,527,000	
旅費	40,000		40,000		40,000	
消耗品費	270,000		270,000		270,000	
会議賄い費	0		0		0	
印刷製本費	11,000		11,000		11,000	
通信費	240,000		240,000		240,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0		0		0	
その他			0		0	
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	47,800		47,800		47,800	
職員等研修費	150,000		150,000		150,000	
振込手数料	26,000		26,000		26,000	
リース料	301,200		301,200		301,200	
手数料	0		0		0	
地域協力費	0		0		0	
その他	441,000		441,000		441,000	
事業費	1,136,000	0	1,136,000	0	1,136,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	指定額
介護予防事業	151,000		151,000		151,000	
生活支援体制整備事業費	309,000		309,000		309,000	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 費	46,000		46,000		46,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	1,486,000	0	1,486,000	0	1,486,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	指定額
光熱水費	750,300	0	750,300	0	750,300	
電気料金	222,300		222,300		222,300	
ガス料金	152,000		152,000		152,000	
水道料金	376,000		376,000		376,000	
清掃費	401,000		401,000	0	401,000	
修繕費	126,000		126,000	0	126,000	
機械警備費	19,000		19,000	0	19,000	
設備保全費	164,700	0	164,700	0	164,700	
空調衛生設備保守	59,000		59,000	0	59,000	
消防設備保守	13,000		13,000	0	13,000	
電気設備保守	8,500		8,500	0	8,500	
害虫駆除清掃保守	8,200		8,200	0	8,200	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	76,000		76,000	0	76,000	
共益費	25,000		25,000	0	25,000	
その他	0		0	0	0	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税	0		0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税	0		0		0	
その他 ()	0		0		0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	45,516,000	0	45,516,000	0	45,516,000	
差引	0	0	0	0	0	